

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年4月14日
【発行者の名称】	株式会社カイテクノロジー (Chi-technology Co.,Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 原 仁美
【本店の所在の場所】	東京都新宿区内藤町87番地
【電話番号】	03-6273-0408
【事務連絡者氏名】	取締役 田熊 眞司
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社カイテクノロジー https://chitech.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第11期 (中間)	第12期 (中間)	第10期	第11期
会計期間	自 2024年9月1日 至 2025年2月28日	自 2025年9月1日 至 2026年2月28日	自 2023年9月1日 至 2024年8月31日	自 2024年9月1日 至 2025年8月31日
売上高 (千円)	2,036,903	2,076,058	—	4,181,569
経常利益 (千円)	116,118	117,373	—	123,858
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益 (千円)	71,353	71,427	—	70,511
中間包括利益又は包括利益 (千円)	71,363	71,457	—	70,423
純資産額 (千円)	677,162	641,728	612,098	676,222
総資産額 (千円)	2,177,993	2,308,110	2,326,906	2,173,708
1株当たり純資産額 (円)	161.23	169.70	145.74	161.01
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	1.5 (—)	6.0 (—)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	16.99	18.35	—	16.79
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	31.09	27.80	26.31	31.11
自己資本利益率 (%)	11.07	10.84	—	10.95
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	35.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	61,250	120,845	—	202,886
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△6,202	△5,337	—	△8,739
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△162,666	86,414	—	△309,053
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	1,050,256	1,244,890	—	1,042,968
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	367 [—]	378 [—]	383 [—]	379 [—]

(注) 1. 当社は、第11期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、第10期の中間連結財務諸表の主要な経営指標については記載しておりません。また、第10期については、連結子会社のみなし取得日を2024年7月31日としており、かつ、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、貸借対照表のみを連結しているため、連結貸借対照表項目のみを記載しております。

2. 従業員数は就業人員数であり、平均臨時雇用者数は、〔 〕内に外数で記載しております。

3. 平均臨時雇用人員（アルバイト等を含み、派遣社員を除く。）は、臨時雇用人員数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、

記載を省略しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は売買実績がなく期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
I T関連サービス事業	350
全社(共通)	28
合計	378

- (注) 1. 平均臨時雇用人員数の総数が従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2026年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
355	36.99	7.41	4,853

- (注) 1. 平均臨時雇用人員数の総数が従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は正社員を対象として算出しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日）における我が国経済は、個人消費および設備投資を中心に内需が底堅く推移し緩やかな回復の動きが見られました。

一方、物価上昇は一定程度定着しており、賃金上昇が進展するものの、実質賃金の回復はなお途上にあります。

また、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格の動向や、これに起因する世界経済への影響が懸念されており、引き続き注視が必要な状況となっております。

総務省統計局の「サービス産業動態統計調査2026年1月分速報」によると、情報サービス業の売上高は2,863,698百万円（前年同月比9.1%増で46か月連続の増加）で、順調に推移しております。

企業や行政などにおけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）領域への投資は引き続き積極的であり、当社グループはこの潮流を成長の機会と捉え、「プラスαで快適（カイトク）な明日へ」というコーポレートミッションを掲げ、「利益向上」、「人材開発」、「市場競争力」の3つの経営課題に対し、「社員採用強化」、「教育環境整備」、「業務高度化」の3つを重点施策として事業を推進しております。

「社員採用強化」については、新規大学卒、第二新卒、若手即戦力の採用に注力し、中期的にバランスのとれた社員年齢構成の形成を図るとともに、外国籍技術者、女性活躍推進をはじめとするダイバーシティ採用を積極的に取り入れていく計画であり、2025年4月には32人の新入社員が入社しております。

「教育環境整備」については、2024年8月に、社内教育のための組織としてカイトクラボ&教育センター（通称CLLC）を設置し、定期的なセミナーの開催やハンズオンラボを実施しております。

「業務高度化」については、ITアーキテクト、ITコンサルタントの業務を中心に育成・拡大を図るとともに、受託開発サービスにおいてはSI業務の対応可能領域の拡張と体制整備を進める計画です。

パッケージ販売サービスにおける「業務高度化」についても、食（FoodTech）と健康（HealthTech）のDX化を積極的に推進し、AIなどの先端技術を採用することで、お客様の一層の利便性や生産性向上を図っていきます。

このような状況下において、当社グループの当中間連結会計期間につきましては、売上高2,076,058千円（前年同期比1.9%増）、営業利益105,483千円（前年同期比5.8%増）、経常利益117,373千円（前年同期比1.1%増）、親会社株主に帰属する中間純利益71,427千円（前年同期比0.1%増）となりました。

当社グループはIT関連サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりますがサービス別の概況は、次のとおりであります。

システム開発サービス（SES・人材派遣）においては、大型案件の獲得が進まなかったこと、また中途採用計画未達によるキャリア人材不足から、売上高1,330,335千円（前年同期比3.4%減）となりました。

受託開発サービスにおいては、受託案件のシステム開発が概ね計画通り進捗したことから、売上高は385,501千円（前年同期比1.3%増）となりました。

パッケージ販売サービスにおいては、献ダテマンのWeb版導入が増加したこと、またサポートが終了するWindows10版からWindows11版への更新需要が高まったことから、売上高は360,221千円（前年同期比29.1%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ201,922千円増加し、1,244,890千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により増加した資金は、120,845千円（前年同期は61,250千円増加）となりました。資金の主な増加要因は、税金等調整前中間純利益が117,373千円、売上債権及び契約資産の減少額が64,625千円であり、資金の主な減少要因は、棚卸資産の増加額が46,781千円、預り金の減少額が21,073千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は、5,337千円（前年同期は6,202千円減少）となりました。資金の主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出が5,253千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により増加した資金は、86,414千円（前年同期は162,666千円減少）となりました。資金の主な増加要因は、長期借入金の調達による収入が200,000千円、短期借入金の調達による収入が128,592千円であり、資金の主な減少要因は、自己株式の取得による支出が88,703千円、社債の償還による支出が76,586千円、長期借入金の返済による支出が59,343千円、配当金の支払いによる支出が25,200千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの事業は I T 関連サービス事業の単一セグメントでありますので、サービス別に記載しております。

(1) 生産実績

当社グループの事業は、ソフトウェアの受託開発、派遣、オリジナルパッケージソフトの販売であり、生産活動を行っておらず、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高(千円)	前期比(%)
システム開発サービス	1,275,548	△7.5	570,160	△7.5
受託開発サービス	440,612	2.1	202,219	10.4
パッケージ販売サービス	422,605	61.1	420,398	72.0
合計	2,138,766	3.2	1,192,779	14.3

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	販売高(千円)	前期比(%)
システム開発サービス	1,330,335	△3.4
受託開発サービス	385,501	1.3
パッケージ販売サービス	360,221	29.1
合計	2,076,058	1.9

(注) 1. サービス間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先につきましては、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%以上を占める販売先がないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針および対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たなリスクの発生、又は2025年11月27日に提出した発行情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。当中間連結会計期間の末日現在において、当社グループがJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社グループは、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社グループ及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社グループが同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社グループ普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社グループにおいて下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

当社グループがその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社グループの事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に

債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社グループが法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社グループが審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし当社グループが提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

当社グループが発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

当社グループが法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社グループが、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社グループが法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

a 当社グループが債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社グループから当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社グループが債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合
当社グループから当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c 当社グループが、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社グループから当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、当社グループが次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 当社グループが法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 当社グループが前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

当社グループが事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社グループが事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

a 当社グループが、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社グループの株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii の2 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと当社が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると当社が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める

期間内に提出しなかった場合で、当社がその遅延理由が適切でないとは判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てしておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割当てするために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てしておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると当社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において1個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の普通株式に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、当中間連結会計期間の末日現在において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生していません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループが属する情報サービス産業では、セキュリティ対策やビッグデータの活用、AI、IoT、RPA、Fintech等といった情報技術の革新により、金融機関をはじめとして、エネルギー、官公庁、サービス等の各分野で情報化投資が拡大しております。

このような環境の変化において、当社グループでは、様々な技術革新や顧客ニーズに対応したサービス提供を行っていくために、オリジナルパッケージにおける新たな機能の開発や、WEB対応など利便性の改善を目指しております。

当中間連結会計期間における研究開発費の金額は、5,681千円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。

経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間連結会計期間末における資産合計は前連結会計年度末に比べ、134,401千円増加し2,308,110千円となりました。

流動資産は売掛金が44,612千円減少した一方、現金及び預金が201,922千円増加したことにより前連結会計年度末より183,979千円増加し1,875,700千円となりました。固定資産は繰延税金資産が22,451千円、のれんが13,692千円減少したことにより前連結会計年度末より49,577千円減少し、432,410千円となりました。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債合計は前連結会計年度末に比べ、168,895千円増加し1,666,381千円となりました。流動負債は1年以内償還予定の社債が24,500千円、預り金が21,073千円減少した一方、短期借入金が130,000千円、1年以内返済予定の長期借入金が27,427千円増加したことにより前連結会計年度末に比べ83,614千円増加し942,649千円となりました。固定負債は社債が52,000千円減少した一方、長期借入金が113,230千円、繰延税金負債が22,621千円増加したことにより前連結会計年度末に比べ85,281千円増加し、723,732千円となりました。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は前連結会計年度末に比べ、34,493千円減少し641,728千円となりました。これは親会社株主に帰属する中間純利益71,427千円の計上と配当支払25,200千円により利益剰余金が46,227千円増加した一方、自己株式を88,471千円取得し、7,720千円処分したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

種類	発行可能 株式総数 (株)	未発行 株式数 (株)	当中間連結会計期 間末現在発行数 (株) (2026年2月28日)	公表日現在 発行数(株) (2026年4月14日)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名	内容
普通株式	16,000,000	11,800,000	4,200,000	4,200,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何 ら限定のない 当社における 標準となる株 式であり、単 元株式数は100 株であります。
計	16,000,000	11,800,000	4,200,000	4,200,000	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式410,600株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権 (2020年3月24日株主総会決議、2020年3月24日取締役会決議)

	当中間連結会計期間末現在 (2026年2月28日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	2,400	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240,000 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	182 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	2021年4月8日～2029年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 182 資本組入額 91	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取 締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株です。ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)、または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場する前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす)を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分する自己)株式数} \times \text{1株当たり行使金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分する自己)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件
 - i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了若しくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任若しくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
 - ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
 - iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
 - iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 - v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了若しくは定年退職の場合を除く)、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることができない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
4. 組織再編行為時の新株予約権の取扱い
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定める場合に限るものとする。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - i 新株予約権者は、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了若しくは定年退職の場合を除く)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ii 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - iii 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によって取得する新株予約権の一部を決定する。

第2回新株予約権（2020年3月24日株主総会決議、2020年3月24日取締役会決議）

	当中間連結会計期間末現在 (2026年2月28日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	110	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,000 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	182 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	2022年4月8日～2029年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 182 資本組入額 91	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株です。ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)、または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場する前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす)を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分する自己)株式数}}{\text{×1株当たり行使金額}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分する自己)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了若しくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任若しくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了若しくは定年退職の場合を除く)、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることができない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社

法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定める場合に限るものとする。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- i 新株予約権者は、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合（任期满了若しくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ii 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- iii 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によって取得する新株予約権の一部を決定する。

第3回新株予約権（2022年5月30日株主総会決議、2022年5月30日取締役会決議）

	当中間連結会計期間末現在 (2026年2月28日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	159,600	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	159,600 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	230 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	2024年6月18日～2031年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 230 資本組入額 115	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株です。ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)、または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場する前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす)を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分する自己)株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分する自己)株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分する自己)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、又

は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了若しくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任若しくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。

- ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了若しくは定年退職の場合を除く)、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることができない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定める場合に限るものとする。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- i 新株予約権者は、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了若しくは定年退職の場合を除く)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ii 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- iii 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によって取得する新株予約権の一部を決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年2月28日	—	4,200,000	—	28,200	—	20,700

(6) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に對する 所有株式数の 割合(%)
株式会社リーブル	東京都新宿区新宿2丁目1番15 ザ・パークハウス新宿御苑602	3,355,600	88.74
勝屋 嘉恭	東京都新宿区	320,000	8.46
カイテクノロジー従業員持株会	東京都新宿区内藤町87番地	101,000	2.67
技研電子株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4丁目7-19	5,000	0.13
計		3,781,600	100.00

(注) 上記のほか、自己株式418,400株があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 418,400	—	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,781,600	37,816	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,200,000	—	—
総株主の議決権	—	37,816	—

② 【自己株式等】

2026年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 カイテクノロジー	東京都新宿区内藤町 87番地	418,400	—	418,400	9.96
計	—	418,400	—	418,400	9.96

2 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期
決算年月	2023年8月	2024年8月	2025年8月
最高(円)	226	—	—
最低(円)	226	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 第10期、第11期については、売買実績がないため記載しておりません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年9月	10月	11月	12月	2026年1月	2月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 2025年9月から2026年2月までは、売買実績がないため記載しておりません。

3 【役員の様況】

前連結会計年度の発行者情報の提出日後、当中間連結会計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役員の様動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
代表取締役会長	代表取締役社長	勝屋 嘉恭	2025年11月27日
代表取締役社長	取締役 副社長事業部門統括	原 仁美	2025年11月27日

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社グループの中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。また、当社は、第1種中間連結財務諸表を作成しております。

(2) 当社グループの中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社グループは、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年9月1日から2026年2月28日まで)に係る中間連結財務諸表について、史彩監査法人による期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年8月31日)	当中間連結会計期間 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,067,968	1,269,890
受取手形	132	—
売掛金	466,078	421,465
契約資産	46,814	26,933
商品及び製品	9,247	13,558
仕掛品	30,367	69,697
前払金	32,735	31,976
前払費用	30,056	35,099
その他	8,817	7,567
貸倒引当金	△497	△489
流動資産合計	1,691,720	1,875,700
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	93,243	93,243
減価償却累計額	△44,117	△48,765
建物及び構築物(純額)	49,126	44,477
工具、器具及び備品	40,037	40,545
減価償却累計額	△23,221	△25,654
工具、器具及び備品(純額)	16,816	14,890
有形固定資産合計	65,942	59,368
無形固定資産		
のれん	164,307	150,615
ソフトウェア	12,143	9,937
顧客関連資産	138,750	134,124
その他	973	973
無形固定資産合計	316,175	295,651
投資その他の資産		
繰延税金資産	22,451	—
その他	77,419	77,390
投資その他の資産合計	99,871	77,390
固定資産合計	481,988	432,410
資産合計	2,173,708	2,308,110

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年8月31日)	当中間連結会計期間 (2026年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	132,660	116,082
契約負債	124,698	124,542
未払金	47,111	48,439
未払費用	85,509	76,503
未払法人税等	605	738
未払消費税等	49,416	45,604
預り金	36,757	15,684
1年以内償還予定の社債	160,000	135,500
1年以内返済予定の長期借入金	119,736	147,163
短期借入金	—	130,000
賞与引当金	102,438	102,152
受注損失引当金	102	238
流動負債合計	859,035	942,649
固定負債		
社債	196,000	144,000
長期借入金	320,092	433,322
資産除去債務	50,664	50,673
退職給付に係る負債	34,221	35,642
繰延税金負債	22,869	45,490
その他	14,603	14,603
固定負債合計	638,450	723,732
負債合計	1,497,486	1,666,381
純資産の部		
株主資本		
資本金	28,200	28,200
資本剰余金	132,772	132,772
利益剰余金	515,337	561,564
自己株式	—	△80,751
株主資本合計	676,309	641,786
その他包括利益累計金額		
その他有価証券評価差額金	△87	△57
その他の包括利益累計額合計	△87	△57
純資産合計	676,222	641,728
負債純資産合計	2,173,708	2,308,110

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2024年9月1日 至2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自2025年9月1日 至2026年2月28日)
売上高	2,036,903	2,076,058
売上原価	1,449,473	1,451,590
売上総利益	587,429	624,468
販売費及び一般管理費	※ 487,706	※ 518,984
営業利益	99,723	105,483
営業外収益		
受取利息	524	956
受取配当金	—	12
助成金収入	18,197	15,246
雑収入	3,107	455
営業外収益合計	21,829	16,670
営業外費用		
支払利息	3,857	3,311
社債利息	1,577	1,199
その他	—	270
営業外費用合計	5,435	4,780
経常利益	116,118	117,373
税金等調整前中間純利益	116,118	117,373
法人税、住民税及び事業税	380	889
法人税等調整額	44,384	45,056
法人税等合計	44,764	45,945
中間純利益	71,353	71,427
親会社株主に帰属する中間純利益	71,353	71,427

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2024年9月1日 至2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自2025年9月1日 至2026年2月28日)
中間純利益	71,353	71,427
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	10	30
その他の包括利益合計	10	30
中間包括利益	71,363	71,457
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	71,363	71,457

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2024年9月1日 至2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自2025年9月1日 至2026年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	116,118	117,373
減価償却費	8,972	9,287
のれん償却額	13,692	13,692
顧客関連資産償却額	4,625	4,625
貸倒引当金の増減額(△は減少)	329	△7
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1,975	△285
受注損失引当金の増減額(△は減少)	△774	136
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	1,367	1,421
受取利息及び受取配当金	△524	△968
支払利息及び社債利息	5,435	4,510
助成金収入	△12,197	△15,246
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	16,721	64,625
棚卸資産の増減額(△は増加)	△38,994	△46,781
前払費用の増減額(△は増加)	2,839	△3,138
仕入債務の増減額(△は減少)	5,456	△16,577
未払金の増減額(△は減少)	△7,046	6,074
未払費用の増減額(△は減少)	△27,461	△8,772
預り金の増減額(△は減少)	△37,101	△21,073
未払消費税等の増減額(△は減少)	△1,270	△3,812
その他	1,607	6,151
小計	49,819	111,231
利息及び配当金の受取額	514	984
利息の支払額	△5,556	△5,861
助成金の受取額	12,197	15,246
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	4,276	△755
営業活動によるキャッシュ・フロー	61,250	120,845
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△301	△311
有形固定資産の取得による支出	△2,095	△5,253
無形固定資産の取得による支出	△430	—
貸付金の回収による収入	223	228
定期預金の預入による支出	△25,000	—
定期預金の払戻による収入	21,400	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,202	△5,337
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	—	128,592
長期借入金の調達による収入	—	200,000
長期借入金の返済による支出	△79,866	△59,343
社債償還による支出	△76,500	△76,586
配当金の支払額	△6,300	△25,200
自己株式の処分による収入	—	7,654
自己株式の取得による支出	—	△88,703
財務活動によるキャッシュ・フロー	△162,666	86,414
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△107,617	201,922
現金及び現金同等物の期首残高	1,157,873	1,042,968
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,050,256	※ 1,244,890

【注記事項】

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
給与手当	157,518千円	174,234千円
賞与引当金繰入額	21,294千円	26,029千円
退職給付費用	4,111千円	4,891千円
貸倒引当金繰入額	329千円	△7千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金	1,075,256千円	1,269,890千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△25,000千円	△25,000千円
現金及び現金同等物	1,050,256千円	1,244,890千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年10月15日 取締役会	普通株式	6,300	1.5	2024年8月31日	2024年11月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年10月14日 取締役会	普通株式	25,200	6	2025年8月31日	2025年11月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、2025年10月14日開催の取締役会における決議に基づき、自己株式458,400株の取得を行っております。これにより、自己株式が88,471千円増加しております。

また、2026年2月16日開催の取締役会における決議に基づき、自己株式40,000株の処分を行っております。これにより、自己株式が7,720千円減少しております。

この結果、当中間連結会計期間末において自己株式が80,751千円となっております。

(セグメント情報等)

当社グループは単一セグメントであり、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
システム開発サービスから生じる収益	1,377,293	1,330,335
受託開発サービスから生じる収益	380,667	385,501
パッケージ販売サービスから生じる収益	278,942	360,221
外部顧客への売上高(合計)	2,036,903	2,076,058

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり中間純利益	16円99銭	18円35銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	71,353	71,427
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	71,353	71,427
普通株式の期中平均株式数(株)	4,200,000	3,891,465
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は売買実績がなく期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年4月14日

株式会社カイテクノロジー

取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西田 友洋

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 裕之

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カイテクノロジーの2025年9月1日から2026年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カイテクノロジー及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認め

められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。